

皆様からお寄せいただいたご意見・ご質問への回答

1. ネット法の基本的な考え方に関する点

Q1. 権利者に無断で二次利用するというのは、文化を冒瀆するものではないか。



A1.

<「ゆとり」が文化の発展には必要である>

100人の権利者がいる作品があるとして、99人が明示的に二次使用に賛同していても、たった一人が明示的に賛同していないばかりに、二次利用できないとするなら、これは99人が望んでいる文化の波及を阻害しているといえるでしょう。

さらに、それは99人の経済的ゆとりをも侵食します。

もちろん、貧困の中で、素晴らしい作品を後世に残した偉大な天才も、ごく少数は存在しますが、文化の創造のためには経済的ゆとりも必要です。

本提言により、コンテンツ産業のパイは格段に大きくなります。ネット権者は、クリエイターなど創作者に対して、公正に収益などを配分する法的義務を負いますので、当然のことながら、創作者への還元も今より確実に増えることが期待できます。

より素晴らしい日本文化を一層、発展させるため、二次利用の促進により、創作者が「ゆとり」を持てるよう環境整備しようというのが本提言の狙いです。

Q2. 権利者の望まない流通がなされることで、創作への意欲が削がれるのではないか。



A2.

<現行法下では多くの権利者が望む流通すら実現できない>

多くのクリエイターにとっては、自分のコンテンツが広く公開され人々の目に触れること、また、対価が支払われることにより収益を得られる方が、せっかく創作したコンテンツが人の目に触れずに対価も支払われないよりも、次の創作への意欲が湧くと考えられます。

しかし、今の著作権法は、大人数が関与する場合に対応できておらず、権利者一人一人全てからの許諾を得ることを前提としています。そのため、権利者の一人から同意が得られないだけでデジタル・コンテンツの配信はできませんし、そのコンテンツを広く公開することもできないのです。

多数の権利者が流通を望んでいるときに、残りの少数の権利者の同意がないために流通させることができないというのであれば、かえって、流通を望む多数の権利者の

創作への意欲を削ぐ結果となるのではないのでしょうか。

このように、権利者全体としてみると、少数の権利者だけの意向を過度に重視しすぎることは、文化の発展のために望ましくないと考えられます。

Q3. デジタル・コンテンツがインターネットで流通すると、流通したコンテンツを違法に配信することを助長することになるのではないか。



A3.

<適法な配信が促進されることは違法配信を減少させるものである>

デジタル・コンテンツのインターネット上における流通はなかなか普及しませんが、その理由の一つとして、違法配信等への対策が不十分であることが挙げられます。（提言 1 頁をご参照下さい。）これに対しては、違法行為に対する刑罰の強化や不正行為を適切に違法なものとするよう法律を適時に改正する等の対応のほか、「違法行為者をより容易に特定する技術の開発」等の技術的対応が考えられます。

これらの対応を積極的に行い、違法配信等を抑止することはもちろん重要ですが、違法配信について考えてみますと、違法配信は、そのコンテンツを見たいというニーズがあるのに、簡単に見られない環境にあるからこそ幅をきかせているのではないのでしょうか。つまり、ニーズがあるのに、適法な配信による入手ができない、あるいは、入手できたとしても非常に割高であるといった事情が、違法配信を助長する大きな要因であると考えられます。

これに対して、あまねくコンテンツを適法に、かつ安く配信できる制度があるとなれば、良識ある消費者はこちらを選ぶでしょう。そうすると、違法配信のニーズは低下しますから、違法配信も減るのではないかと考えられます。違法配信に対する刑罰の強化等の法制度の整備や技術的対応と併せて、適法な配信を促進することにより、違法な配信を行うことや、違法配信を利用することが割に合わない状況とすることは、本提言の目的の1つです。

適法に配信されたデジタル・コンテンツが複製され、違法に配信されるおそれがあることをいくら主張しても現に存在する違法行為がなくなるわけではありません。むしろ、違法配信のおそれを言い訳にしてデジタル・コンテンツのインターネット上における流通を促進することを躊躇しては、インターネットにより国民の皆様が文化を享受する機会を失うこととなります。これは、文化の振興のためにも望ましくありません。

適法な配信を促進して、違法配信に対するニーズを低下させ、かつ、インターネットにより文化を享受する機会を広く国民の皆様にとっていただく方が文化の振興のため望ましいのではないのでしょうか。

- Q4. 既に弱い地位にあるクリエイターが無断使用に文句を言えない新法は、クリエイター保護の更なる切り下げではないか。クリエイターの保護を強化すべきではないか。



A4.

<クリエイターの地位が弱いのは、社会的・経済的な地位の強弱の問題である>

日本のクリエイターには、今の著作権法により、世界一強いと言われる人格権（中山信弘教授の『著作権法』（有斐閣、2007年）360頁から361頁参照）をはじめとして、もともと非常に強い権利が与えられております。それなのに現在のクリエイターの立場が弱いということであれば、その理由は、クリエイターの多くが社会的・経済的に弱者だからではないでしょうか。すなわち、そのようなクリエイターは、自分たちより社会的・経済的に強い立場にある企業などに対して、自らが有する権利を思うままに行使することができず、その結果、不利な条件下での創作活動を強いられているものと考えられます。

このようにクリエイターが権利を十分に行使できない状況では、単にクリエイターの権利を形だけ強くしたとしても、クリエイターの社会的・経済的地位を改善したことにはなりません。クリエイターの地位向上のためには、収益を公正に配分することで経済的に豊かにする方が効果的でしょう。「ネット法」の枠組みにおいては、「公正な収益の配分」のルール作りにより、低収入に苦しむクリエイターに経済的利益がもたらされることは十分期待できると考えております。そうすれば、クリエイターの創作意欲は増大するでしょうし、結局は文化の発展につながると考えられます。

現状の権利は、いわば「絵に描いたもち」ともいえます。経済的利益の配分を適正化することにより、実態としてのクリエイター保護が可能になるのです。これを目標としているのが「ネット法」です。

- Q5. 旧来のコンテンツの二次利用を促進して、二次利用をする人が増えれば、新しいコンテンツを利用したいというニーズが減ってしまうのではないか。



A5.

<二次利用の促進が一次利用の減退を招くものでは必ずしもない>

人が自分の時間を趣味や娯楽にどのようにどの位使うかに、何か決められた枠があるわけではありません。ですから、旧来のコンテンツを楽しむ時間を増やすと、新しいコンテンツを楽しむ時間が減ってしまうことになるというわけではありません。それどころか、旧来のコンテンツを楽しむことにより、その続編の新作コンテンツを楽

しもうと考える人や、新たな興味が湧き起こされ様々な分野の新作コンテンツに手を伸ばそうと考える人が増えることも考えられます。その結果、二次利用の促進が新しいコンテンツの一次利用をかえって促進することは十分に考えられるのではないのでしょうか。

実際に、例えば、映画等の映像産業では、ビデオカセット、DVD ソフトが普及した過去 30 年間をみても、映画館における国内興行収入は減っておりません。ビデオや DVD による二次利用は、一次利用による興行収入を減らすことなく、むしろ映像コンテンツ全体へのニーズを広げてきたという歴史的経緯があります。

このように、旧来のコンテンツの二次利用を円滑にすることは一次利用の促進にもつながりますし、文化全体の発展の助けになると考えられます。

Q6. 従前の権利者の権利を奪う提案であり、権利者の同意が得られないのではないか。



A6.

<提言の趣旨を十分ご理解いただければ、権利者サイドも賛同されると考える>

既に述べたとおり、本フォーラムでは、従前、権利者の強すぎる権利のために阻害されていたデジタル・コンテンツのインターネット上での流通を、ネット法を立法化して促進することにより、権利者全てに経済的利益が行き届き、また、文化の振興・発展にも資するものと考えております。事業者や消費者のみならず、権利者にも多大な利益をもたらすものであることをご理解いただければ、権利者の同意も得られるものと認識しております。

もちろん、法律化にあたっては、権利者はもとより、配信事業者や消費者等の利害関係者からのご意見を踏まえて更に検討することが重要と考えており、今後、議論が活性化し、忌憚のない意見交換が行われることを期待しております。

2. 立法による解決に関する点

Q7. 現行法のもとでも権利者の許諾があれば流通をさせることができるのに、立法を行う必要はあるのか。



A7.

<インターネット上でのコンテンツ流通を阻む最大の原因は権利処理作業の負担である>

現行法の下では、例えば過去に制作された映画やテレビ番組をインターネット等で配信しようとする場合には、そのコンテンツに関わる全ての著作権者等から、使用の

許諾を得ることが原則として必要となります。この許諾を得ずにコンテンツの配信を行えば、著作権等の侵害として、民事上の損害賠償請求、差止請求の対象となるだけでなく、刑事罰まで科される可能性があるからです。しかしながら、この権利処理作業は非常に煩雑で、費用もかさむばかりでなく、権利者全員から許諾が得られるという保証は全くありません。（提言1頁をご参照下さい。）

このように、権利者の許諾を得ることが実質的に困難であり、そのためにデジタル・コンテンツのインターネット上での流通が阻害されている状況を打開することが、「ネット法」を提言する最大の目的であります。

- Q8. 問題解決のためには、新法の立法ではなく、著作権法の改正によるべきではないか。
現行著作権法は既に時代に即したものでなくなっており、著作者人格権や著作隣接権等の強すぎる権利を報酬請求権化する等、抜本的な改革が必要ではないか。



A8.

<著作権法の改正だけでは問題解決には不十分>

既に多くの指摘がなされているように、現行の著作権法制度は、コンテンツのインターネット上での流通という観点からは明らかに不適当な内容を含むものですが、現行著作権法の対象には、専らインターネット上を流通するデジタル・コンテンツのみならず、出版物やCDのような伝統的な流通形態によって流通する著作物も含まれており、伝統的な著作物についてこれまで築かれてきた既存の取引秩序についてまで変更を加えるには、なお慎重な議論が必要ではないかと考えております。

さらに、デジタル・コンテンツに関する権利は著作権法上の権利に限られず、商標権や意匠権、また、法律上明文の定めのない肖像権やパブリシティ権等も関係するものであり、著作権法のみでの改正によって対応できるものではありません。（本提言2頁をご覧ください。）

また、情報に対する権利を物権的に取り扱う著作権法のパラダイム自体に問題があり、その限界が指摘されていることは認識しておりますが、著作権法の抜本的改正についてはこれまでも議論が積み重ねられておりますが、目立った成果は未だ見られない状況です。現状、特にインターネット上における流通の促進が、国家レベルでの急務であり、我が国の産業・文化の発展の見地から一刻の猶予もないとの危機意識から、インターネット上における流通に特化して立法すべきとする今回の提言に至った次第であります。

Q9. 条約違反ではないのか。



A9.

<条約違反には該当しない>

「ネット法」は、従前の著作権法の規律の一部を、インターネット上におけるデジタル・コンテンツの流通については適用しないとする内容を含むものですので、その意味で著作権等について定めたベルヌ条約、世界知的所有権機関（WIPO）の条約等との関係が一応問題となります。もっとも、国際条約は、本来、各国が最小限共有すべき基盤を提供するものに過ぎず、加盟国はその基盤のもとで自由に自国の法制度を整備することができるものと考えられております。「ネット法」は、従来、我が国の著作権法が条約に上乘せして行っていた規律を、インターネット上でのデジタル・コンテンツの流通に限り、より柔軟なものとするものに過ぎず、国際条約違反にはあたらないよう立法できるものと考えております。

Q10. 新しい法律を作ることは、著作権法との二重規制になり、規制強化につながるのではないのか。



A10.

<特別法として立法するため、二重規制ではない>

「ネット法」は、（著作権法だけでなく）関係する全ての法律の特別法として立法することを考えております。そのため、その他の法律関係には何ら影響を及ぼさないことから、インターネットによらない著作物等の流通のような既存の伝統的な著作物の取扱い等については従前の取扱いと変わりはなく、他方、ネット法が適用されるデジタル・コンテンツのインターネット上の流通については、著作権法その他の法律の適用は排除されることとなり、二重規制の問題は生じないものと考えております。（提言 2 頁をご参照下さい。）

このように、「ネット法」によっては二重規制の問題は生じず、したがって、規制が複雑になることも、また、インターネット上におけるデジタル・コンテンツの流通を阻害することもないものと考えております。

Q11. 日本においても既に「ニコニコ動画」等のサービスが始まっている。新法を作らなくとも、このようなサービスは今後勃興するのではないか。



A11.

<日本発の世界的な IT 事業者の育成のためには「ネット法」が必要である>

既に述べたとおり、日本の著作権法上、著作権等の侵害は、民事上の損害賠償請求、差止請求の対象となるだけでなく、刑事罰の対象ともされております。我が国では、米国のデジタルミレニアム著作権法上のノーティス・アンド・テイクダウン制度のように、著作権の侵害が生じた場合に事後的に対処する法制度も整備されておられません。このような状況下で、刑事罰のリスクを冒してまで、コンテンツサービスに乗り出すことは、大多数の事業者にとっては事実上不可能と思われれます。他方で、権利処理作業の負担の問題から、全ての権利者から許諾を得ることも極めて困難な状況にあります。現に、インターネット上のサービスは、Google、YouTube をはじめとして、米国発のものが中心となっており、中国の百度等がこれに追随しているものの、日本発のサービスの成長は思わしくありません。

本フォーラムとしては、このような閉塞的な状況を打破しなくては、国外で続々勃興しているような世界的な IT 事業者が我が国において育成されることは期待できないと考えており、そのためには「ネット法」が必要だと考えております。

3. 「ネット権」の創設に関する点

Q12. 「ネット法」では、映画製作者、放送事業者、レコード製作者といったコンテンツの流通業者にネット権を付与しているが、これは従前のコンテンツの流通形態においてこれらの事業者が有していた既得権益を守る目的なのではないか。



A12.

<映画製作者、放送事業者、レコード製作者の既得権益を守る目的ではない>

多くの関係者が創作に関与したコンテンツを流通させるにあたって、流通により効率的に利益を得ること、得られた収益をこれらの多数の者に配分することが重要な問題となります。本提言では、現にコンテンツをインターネット上で流通させたときに得られた収益を公正に配分することができる主体として、映画製作者、放送事業者、レコード製作者をネット権者としたものです。

これらの事業者は、収益の公正な配分を行う法的義務を負うこととなるのであり、単にコンテンツをインターネット上で流通させる権利のみを得るものではなく、これ

らの事業者の既得権益を守るものではありません。

- Q13. インターネットを通じてのコンテンツの配信では、流通業者を介在させずとも、クリエイターが直接消費者に配信することができ、既にインターネット上で自らの作品を公開しているクリエイターも多数存在する。一部の事業者だけにネット権を付与することは、このような流通形態の発達を阻むことになるのではないか。



A13.

<小規模なネットクリエイターのためにも「ネット法」が必要である>

現実的な問題として、小規模なクリエイターは自ら創作したコンテンツを消費者にアピールする機会が少なく、消費者としてもこのような無名のコンテンツにアクセスする方法が乏しいという現状が存在します。さらに、コンテンツの配信により利益を上げようとする場合には、コピー防止のための技術的措置や、課金システムの構築等が必要になりますが、小規模なクリエイターにその資力はありません。

これらの課題につき、各クリエイターが個別に対応するのは現実的ではなく、インターネット上でのコンテンツの流通を管理する配信事業者の存在は欠かせないものと考えられます。このような配信事業者を育成するためには、まずはインターネット上でのコンテンツの流通を促進する必要があり、その結果として配信事業者が育成されれば、小規模なクリエイターが自らのコンテンツを世に広め、消費者に直接配信する機会も増大するものと考えております。

- Q14. 映画製作者、放送事業者、レコード製作者がインターネット上でのデジタル・コンテンツ流通のための権利を独占すれば、他の者の合理的な使用をも妨げる結果となり、流通促進を阻害することになるのではないか。また、他の権利者の利益が守られないおそれもあるのではないか。



A14.

<ネット権者の恣意的な権利行使を認めるものではない>

本フォーラムとしても、当然のこととして、ネット権者にインターネット上でのデジタル・コンテンツ流通のための使用权・許諾権を付与するとしても、ネット権者の恣意的な権利行使は許すべきではないと考えております。公正な許諾がなされることを担保するための手当として、例えば、(著作権等管理事業法 16 条等を参考にし) 合理的な条件での使用の申込に対しては、ネット権者はその使用を許諾しなければならない等と法律上定めることもあり得るものと考えておりますが、具体的な手段

については今後さらに検討が必要であると考えております。

また、「ネット法」においては、ネット権者に対し、他の権利者に対して収益の公正な配分を行う義務を課すことにより、他の権利者との関係で、ネット権者への権利集中の弊害が生じないように配慮しており、他の権利者の経済的利益を害することはこの義務に反するものと考えております。他方で、経済的利益以外の権利者の利益（例えば、実演家が駆け出しの頃の映像を使われたくないといった要請）の保護については更に検討を行う必要があると考えておりますが、ネット権者においても、権利者においても、濫用的な権利行使については制限するようなルールを設けることが望ましいと考えております。

Q15. インターネット上での流通が問題となるのは、映画、テレビ番組、音楽のコンテンツに限られず、例えば、学术论文や学習教材等のコンテンツについても問題があるのではないか。



A15.

<対象コンテンツを映画、テレビ番組、音楽のコンテンツに限定する趣旨ではない>

今回の提言で映画、テレビ番組、音楽のコンテンツを取り上げたのは、特にコンテンツ産業という観点からその流通を促進することが重要であると一般的に認識されている（いわば典型的な）ものが上記の3つのコンテンツであると考えたからです。それ以外のコンテンツについても対象とすることを妨げる趣旨ではなく、ネット権の対象とするコンテンツの範囲については今後さらに検討すべきものと考えております。

（提言4頁をご参照下さい。）

Q16. ネット権者の範囲はどのように画定するのか。例えば、「放送事業者」のうち、ネット権を有するのは最初に放送を行った事業者だけなのか、再放送を行った事業者等も含まれるのか。また、「インターネット」等の概念についてもどのように画定するのか。



A16.

<ネット権者の具体的範囲については今後さらに検討する>

ネット権者の範囲については、法律により定めることを考えておりますが、その具体的な範囲については、権利処理の簡易化という「ネット法」の趣旨を達成できる範囲内で、多くの方からの意見を踏まえ、さらに検討を要するものと考えております。

「インターネット上における流通」といったときの「インターネット」という概念

についても同様に、さらに検討を要するものと考えております。今後の技術の発展にも対応できるよう、適切に画定できればと考えております。

4. 公正な収益の配分、フェア・ユースに関する点

Q17. 公正な収益の配分というが、どのように実現するのか。



A17.

＜公正な収益の配分はネット権者の法的義務である＞

「ネット法」の構想では、ネット権者に公正な収益の配分を法的に義務づけることを考えております。その上で、（例えば、ネット権者が販促目的で無料でコンテンツの配信を行う場合等に、何をもって「収益」とするかも含め）具体的な収益の配分のルールについては、基本的には当事者間の協議に委ねられるべきと考えております。ここで、「ネット法」が立法化されれば、議論の前提として、ネット権者がインターネット上で流通させるためのコンテンツの使用権を有し、現に法律上は流通をさせることができるという状況となり、従前よりも交渉が促進されることが期待できるものと考えております。

このような状況のもと、収益の配分ルールについては、関係者が智恵を絞って、議論を進めていただければと願っております。

Q18. フェア・ユース規定を導入するというが、現行著作権法において既に多くの権利制限事由が列挙されており、不要ではないか。具体的にはどのような定めを置くのか。



A18.

＜フェア・ユース規定の具体的内容＞

フェア・ユース規定を導入することを提言している理由は、従来の著作権法のように、権利制限を制限列挙し、それ以外の権利制限事由を認めないのでは、将来的に権利制限をすべき場合が新たに生じた場合に立法を待たなければ解決できず、特にインターネットやデジタル・コンテンツといった技術的進歩が極めて速いものについては適切な対応が困難となることにあります。（提言5頁及び6頁をご参照下さい。）

具体的な判断基準等についてはなお検討を要するものと考えておりますが、現時点では、柔軟な解決を可能とするため、法律上は細かく規定することは避け、最終的には裁判所により判断がなされることを想定しております。

5. その他の点

Q19. 今後、実現に向けどのように動くのか。



A19.

<本提言により、各界の議論が高まることを期待>

立法にあたっては、政府が取り上げる方法（内閣提出法案）と、議員提案による立法とが考えられます。当フォーラムとしては、議員立法を関係議員に働きかけることも考えております。

Q20. 財産権の侵害に当たるのではないか。



A20.

<財産権との関係>

財産権は当然、尊重すべきものです。ただ、その権利範囲は、その時代の公益に資するという観点から、法律により規定されるべきものだと考えます。（憲法における基本的人権に対する公共の福祉からの内在的制約や、著作権法第 1 条の規定も同様です。）

コンテンツを巡る現在の時代環境を考えますと、ネット法により、一部権利制限がなされるとお感じなる方もおられるかも知れませんが、その一方で、100 人いる権利者のなかで、たった 1 人の権利者が見つからないという理由だけで、配信されていない多くのコンテンツもございます。このような観点から、ネット法をご評価いただければと考えます。

以 上